○自動車の保管場所証明等事務処理要領

平成 18 年４月 20 日

駐 対 第 ４５３ 号

警 察 本 部 長

自動車の保管場所証明等事務処理要領の制定について（通達）

この度、自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 55 号）の施行に伴い、自動車の保管場所証明等事務処理要領（平成３年埼例規第 37 号・駐対・会）の全部を別添のとおり改正し、平成 18 年４月 24 日から実施するので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

自動車の保管場所証明等事務処理要領

第１　趣旨

この要領は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年法律第 145 号。以下「法」という。）、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和 37 年政令第 329 号。以下「令」という。）及び自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成３年国家公安委員会規則第１号。以下「規則」という。）の規定に基づき、警察署長（以下「署長」という。）が行う自動車の保管場所証明等に関する事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

第２　用語の意義

この要領における用語の意義は、法、令及び規則で使用する用語の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 保管場所確保証明書面　法第４条第１項の政令で定める書面

(2) 保管場所確保証明の通知　法第４条第１項ただし書の政令で定める通知

(3) 自動車の使用の本拠の位置　原則として、自動車の保有者その他自動車の管理責任者の所在地をいい、通常、保有者が自然人の場合はその住所又は居所、法人の場合はその事務所の所在地をいう。この場合において、住所とは、原則住民票に記載されている住所と一致し、保有者が当該自動車を使用して営む生活の事実上の根拠地となっている場所をいう。

(4) 使用権原疎明書面　規則第１条第２項第１号に掲げる書面であり、この要領において保管場所使用権原疎明書面（自認書）（様式第１号）又は保管場所使用承諾書証明書（様式第２号）をいう。

(5) 所在図及び配置図　規則第１条第２項第２号に掲げる所在図及び規則第１条第２項第３号にかかげる配置図であり、この要領において、保管場所の所在図・配置図（様式第３号）をいう。

(6) 保管場所届出　法第５条、第７条第１項（法第 13 条第４項及び附則第７項において準用する場合を含む。）、第 13 条第３項及び附則第６項の規定による届出

一部改正〔令和７年第 797 号、令和８年第 794 号〕

第３　自動車保有関係手続のワンストップサービス・システムと接続した自動車保管場所管理システムの運用

１　基本構成

自動車保有関係手続のワンストップサービス・システムと接続した自動車保管場所管理システム（以下「保管場所管理システム」という。）は、次に掲げる機能をもって構成する。

(1) 保管場所確保証明等管理機能

ア　保管場所確保証明書面の交付の申請に関するデータの登録及び管理

イ　保管場所確保証明の通知の申請の受付及び保管場所確保証明の通知の実施

ウ　保管場所届出に基づくデータの登録等

エ　保管場所確保証明書面の交付、保管場所確保証明の通知

(2) 駐車場管理機能

おおむね 10 台以上の自動車を収容できる駐車場の使用状況等を管理する機能

(3) 手数料徴収管理機能

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成 12 年埼玉県条例第 54 号）に規定する保管場所確保証明書面交付申請等手数料の徴収を管理する機能

２　基本台帳

交通部交通規制課に保管場所管理システムに関する次の台帳（以下「ファイル」という。）を置くものとする。

≪表 Table1.rtf へのリンク≫

種　　類	内　　容
保管場所確保証明管理ファイル	保管場所確保証明書面の交付に係る登録、保管場所確保証明の通知に関する申請受付及び保管場所届出の登録により作成されるファイル
駐車場管理ファイル	警察署において行う駐車場に係る登録により作成されるファイル
手数料徴収管理ファイル	保管場所証明交付申請等の手数料に係る納付情報により作成されるファイル

3　運用体制

(1) 運用責任者

ア　警察本部に保管場所管理システムの運用責任者を置き、交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）をもって充てる。

イ　運用責任者は、保管場所管理システムの適正かつ円滑な運用を図るとともに、情報セキュリティに係る事務を処理するものとする。

(2) 運用管理者

ア　警察署に運用管理者を置き、署長をもって充てる。

イ　運用管理者は、所属における保管場所管理システムの適正な運用を管理する。

(3) 取扱責任者

運用責任者は課長補佐を、運用管理者は交通課長又は交通指導を担当する課長代理を保管場所管理システムの取扱責任者に指定すること。

4　保管場所管理システムのアクセス権

保管場所管理システムのアクセス権を有する者は、運用責任者が総務部情報管理課長を経て行う申請に基づき、総括責任者（埼玉県警察における情報システムの整備及び管理に関する訓令（令和６年埼玉県警察本部訓令第 27 号）に規定するシステム総括責任者をいう。）が指定するものとする。

一部改正〔平成 19 年第 3712 号、20 年第 922 号、23 年第 2549 号、令和５年第 1028 号、６年第 1176 号、７年第 797 号〕

第４　保管場所確保証明書面の交付に関する事務

1　交付の申請の受付

署長は、自動車の保有者から保管場所確保証明書面の交付の申請があったときは、次の手続により受け付けるものとする。

なお、申請の受付の日時は、埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第３号）第１条第１項各号に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時 15 分までとする。

(1) 規則別記様式第１号による自動車保管場所証明申請書（以下「申請書」という。）の記載事項に不備がないこと、使用権限疎明書面、所在図及び配置図の必要書類（以下

「添付書類」という。）が添付されていることなどの形式的要件について確認すること。

(2) 形式的要件の確認に当たっては、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

ア　申請書

保管場所確保証明申請時に車台番号が確定せず、車台番号欄が空欄のままの申請は、有効なものとして受理することができる。ただし、保管場所確保証明書面の交付は、車台番号により具体的に特定された自動車について行うものであり、申請書の車台番号欄への記入が必要であることから、車台番号が記入されていない間は、規則別記様式第１号による自動車保管場所証明書を交付しないこと。

イ　使用権原疎明書面

(ｱ) 自己の所有する土地又は建物を保管場所として使用する場合は、保管場所使用権原疎明書面（自認書）（様式第１号）とする。

(ｲ) 他人の所有する土地又は建物を保管場所として使用する場合は、次に掲げる書面のいずれかとする。

ａ　保管場所使用承諾証明書（様式第２号）

ｂ　駐車場賃借契約書の写し

ｃ　駐車場の料金の領収書

ｄ　前記ａからｃまでの書面が添付し難い場合において、当該自動車の使用に関連のある独立行政法人都市再生機構等の公法人が当該自動車の保有者が保管場所として使用する権原を有することを確認したときは、当該公法人の発行する確認証明書

ｅ　ａからｄまでのほか、自動車の保有者が当該申請に係る場所を保管場所として使用する権原を有することを疎明する書面

(ｳ) 他人と共有している土地又は建物を保管場所として使用する場合は、共有者全員の連名による保管場所使用承諾証明書とする。

(ｴ) 使用権原疎明書面に記載されている保管場所の使用期間は、原則として申請が行われた日を起算日として１か月以上でなければならない。

ウ　所在図及び配置図

(ｱ) 保管場所の所在図・配置図は規則第１条第２項第２号及び第３号に掲げる内容を

表示したものであること。

(ｲ) 使用の本拠の位置が旧自動車に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、保管場所が旧自動車の保管場所である場合又は使用の本拠の位置が保管場所と同一である場合の申請にあっては、保管場所の所在図・配置図の所在図を省略することができる。。

(ｳ) 保管場所の所在図・配置図の所在図を記載する欄には、保管場所付近の道路及び目標となる地物を表示させるほか自動車の使用の本拠の位置及び保管場所の位置を明記し、これらの位置を直線で結んだ上で、その間の距離を明記させること。

(ｴ) 保管場所の所在図・配置図の所在図は、保管場所付近の道路及び目標となる地物が確認できる市販の地図の写し等を用いることができる。

(ｵ) 保管場所の所在図・配置図の配置図を記載する欄には、保管場所並びに保管場所の周囲の建物、空地及び道路を表示させるほか、保管場所にあってはその平面の寸法、保管場所に接する道路にあってはその幅員を明記させること。

エ　その他

(ｱ) 同一の保管場所について、２台以上の自動車を保管することを内容とする申請が同時になされたときは、申請件数にかかわらず添付書類は１部とする。

(ｲ) 受理時に申請書の内容に訂正がある場合については、申請者自身に訂正させるものとし、自動車の保管場所証明書交付後の訂正は認めないこと。

(ｳ) 申請者の住所と使用の本拠の位置とが異なる場合は、当該位置に営業の実態があることなど、使用の本拠の位置となることについて、できる限り、疎明する書面の提出を求めること。この場合において、疎明する書面の提出がない場合であっても、申請に有効な書類があり、内容に問題が無い場合は受理すること。

(3) 形式的要件に不備がないと認めるときは、保管場所管理システムの保管場所確保証明等管理機能に登録するなどにより受理番号を取得すること。

(4) 申請書を受理したときは、当該申請の内容を保管場所管理システムに登録すること。

２　保管場所の調査及び報告

(1) 保管場所の現地調査者

署長は、保管場所確保証明書面の交付の申請に係る保管場所（以下「申請に係る保管場所」という。）が令第１条各号に掲げる要件に適合するか否かの現地調査を、委託契約に基づき現地調査を委託した者に行わせることができる。

(2) 保管場所の現地調査における留意事項

申請に係る保管場所の現地調査に当たっては、次に掲げる事項に留意して調査させること。

ア　保管場所は、道路上の場所以外の場所にあり、かつ、使用の本拠の位置から直線距離で２キロメートルを超えない場所にあること。

イ　保管場所が商品置場、倉庫、作業所、荷さばき所等他の目的に使用され、保管場所として使用することができなくなることがあるものでないこと。

ウ　保管場所に出入りするための道路について、当該申請に係る自動車が通行するに足りる程度の幅員を有していること。この場合において、車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第５条及び第６条の規定についても配意すること。

エ　保管場所に通じる道路について、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第４条第１項の規定に基づく自動車の通行禁止の交通規制が行われていないこと。ただし、埼玉県公安委員会が規制の対象から除外し、又は署長がやむを得ない理由があると認めて許可することにより、当該申請に係る自動車の通行が認められている場合は除く。

オ　他の法令により、自動車の保管場所として不適当であるとされる場所でないこと。

(3) 報告又は資料の提出

ア　申請に係る保管場所について疑義があるときは、必要により、自動車の保有者等に対して法第 12 条の規定による報告又は資料の提出を求めるものとする。この場合において、申請に不足がなく、必要事項が記入されていれば、受理しなければならないため、申請者等の住所地と自動車の使用の本拠の位置が異なる場合であっても、その理由を確認するための書面の提出又は提示がないことを理由に不受理としたり、申請者等にそのような誤解を与えるような対応をしたりしないこと。

イ　住所地と自動車の使用の本拠の位置が異なる理由を確認する必要があるときは、申請者等にその理由を質問し、口頭で回答を受けた上で警察側が記録化するなど、申請者等の負担を生じさせずに必要な確認を行うよう努めることとする。この場合において、申請者等が、任意にその理由を疎明する書面を添付してきたときは、これを受領

することは差し支えない。

ウ　前記イにおいて理由を質問したが回答を得られなかった場合、口頭のみの回答では自動車の使用の本拠の位置の真正性に疑義が残る場合等、車庫飛ばし等の違法行為が考えられるようなときは、当該申請を受理した後に、法第 12 条の規定に基づく報告又は資料の提出を求めること。

(4) 保管場所の二重申請等の防止

申請に係る保管場所が二重申請等収容能力を超えるものではないことを、保管場所管理システムにより、確認すること。

(5) 保管場所の調査実施期間

申請に係る保管場所の調査実施期間は、原則として、申請を受理した翌日を起算日として２日以内（県の休日を除く。）とする。

(6) 調査結果の報告

署長は、申請に係る保管場所の現地調査の結果を、自動車保管場所調査報告書（様式第４号）により速やかに報告させること。

3　自動車保管場所証明書の交付

署長は、申請に係る保管場所の現地調査をした結果、令第１条各号に掲げる要件に適合するものであることを認めたときは、申請を受理した日からおおむね７日（県の休日を含まない。）以内に当該申請に係る自動車保管場所証明書を申請者に交付しなければならない。

なお、申請の際、申請者が送付での交付を希望した場合は、交通部交通規制課課長が別途通知する方法により送付により交付すること。

4　自動車保管場所証明書の交付に係る不可処分

署長は、申請に係る保管場所の現地調査をした結果、令第１条各号に掲げる要件に適合していると認められないときは、次により措置するものとする。

(1) 当該申請書の右上空白部に「不可」と朱書し、自動車保管場所証明書の交付の申請に関する通知書（様式第５号）とともに申請者に交付すること。この場合において、自動車保管場所証明書の交付の申請に関する通知書の番号は、前記１(3)に規定する受理番号とし、交付日及び書面を交付した旨を記録すること。

(2) 前記(1)の交付ができず電話で通知した場合は、通知した日及びその旨を受理処理簿の備考欄に記入すること。この場合において、申請者から書面で審査請求及び行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）による取消訴訟について求められたときは、自動車保管場所証明書の交付の申請に関する通知書によること。

一部改正〔平成 28 年第 840 号、令和３年第 235 号、４年第 209 号、７年第 797 号、８年第 794 号〕

第５　保管場所届出に関する事務

署長は、自動車の保有者から保管場所届出があったときは、次の手続により受け付けるものとする。

なお、届出の受付の日時は、県の休日を除く日の午前９時から正午まで及び午後１時から午後４時 15 分までとする。

(1) 自動車保管場所届出書（規則別記様式第２号）の記載事項に不備がないこと、必要な添付書類が添付されていることなどの形式的要件について確認すること。

(2) 添付書類の形式的要件の確認に当たっては、自動車保管場所証明申請書を受けた場合に準じて行うこと。

(3) 法第７条（法第 13 条第４項において準用する場合を含む。）の規定による変更届出の場合は、自動車保管場所届出書の自動車の保管場所の位置欄に変更後の保管場所の位置を記入させることとし、同欄括弧内に変更前の保管場所の位置を記入させること。

(4) 形式的要件に不備がないと認めるときは、当該届出の内容を保管場所管理システムにより登録すること。

一部改正〔令和３年第 209 号、７年第 797 号、８年第 794 号〕

第６　保管場所確保証明の通知に関する事務

保管場所確保証明の通知に関する事務は、次の手続によるものとする。

１　申請の受付等

(1) 交通規制課長は、保管場所確保証明の通知の申請があったときは、手数料の納付があったことを確認した上、当該申請の場所の位置を管轄する署長に保管場所管理システムにより通知すること。

(2) 署長は、前記１の通知があったときは、前記第４の規定に準じて申請の形式的要件を確認し、不備がないと認めるときは、遅滞なく申請に係る保管場所の現地調査を行うこと。

なお、申請の形式的要件に不備があると認めるときは、保管場所管理システムにより申請者に補正を求めること。

この場合において、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第７条に規定する補正を求める相当の期間は、保管場所管理システムの設定上５日（県の休日を除く。）となっているので、留意すること。

(3) 署長は、申請時、車台番号が確定していない場合は、保管場所管理システムにより道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第６章の２に規定する登録情報処理機関に照会すること。この場合において、登録情報処理機関に対する照会期間は、保管場所管理システムの設定上 30 日（県の休日を含む。）とされているので、申請に係る補正がある場合は補正を確認後に照会すること。

なお、申請に係る補正指導と車台番号照会とは、同時にできないので留意すること。

２　通知の実施等

(1) 署長は、申請に係る保管場所の現地調査をした結果、令第１条各号に掲げる要件に該当すると認めた場合は、申請が到達した日からおおむね７日（県の休日を含む。）以内に、令第２条第２項の規定により保管場所管理システムを使用して、関東運輸局埼玉運輸支局に保管場所確保証明の通知を行うこと。

(2) 署長は、申請に係る保管場所の現地調査をした結果、令第１条各号に掲げる要件に適合していると認められない場合は、申請者に対して、保管場所管理システムを使用し保管場所確保証明の通知を行わない旨及び要件に適合していない理由を通知するとともに、審査請求及び行政事件訴訟法による取消訴訟の方法を教示すること。

一部改正〔平成 20 年第 922 号、21 年第 1676 号、28 年第 840 号、令和５年第 1028 号、７年第 797 号〕

第７　削除

一部改正〔平成 20 年第 922 号、27 年第 37 号〕、削除〔令和５年第 1028 号〕

第８　取扱状況等の報告

１　定期報告

署長は、毎月の自動車保管場所証明等取扱状況を、交通規制課長に報告することとし、その詳細については交通規制課長が別途通知する。

２　随時報告

署長は、保管場所に関係する各種犯罪その他特異な事案が発生したときは、その都度、文書により交通規制課長に報告すること。

一部改正〔平成 20 年第 922 号、令和５年第 1028 号〕

第９　その他

交通規制課長は、この要領に定める手続が適正に行われるように各署長を指導すること。

一部改正〔平成 20 年第 922 号〕

実施日

１　この通達は、平成 18 年４月 24 日から実施する。

２　この通達による改正前の自動車の保管場所証明等事務処理要領（平成３年埼例規第 37 号・駐対・会）別記様式第１から別記様式第 12 までの様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

実施日（平成 19 年 11 月 30 日情管第 3712 号）

この通達は、平成 19 年 12 月１日から実施する。

実施日（平成 20 年３月 31 日務第 922 号）

この通達は、平成 20 年４月１日から実施する。

実施日（平成 21 年 10 月 27 日交規第 1676 号）

この通達は、平成 21 年 11 月１日から実施する。

実施日（平成 23 年 11 月 15 日情管第 2549 号）

この通達は、平成 23 年 12 月１日から実施する。

実施日（平成 27 年１月 13 日交規第 37 号）

この通達は、平成 27 年２月２日から実施する。

実施日（平成 28 年３月 29 日務第 840 号）

この通達は、平成 28 年４月１日から実施する。

実施日（平成 30 年 12 月５日文第 421 号）

この通達は、平成 30 年 12 月５日から実施する。

実施日（令和３年２月 12 日務第 235 号）

１　この通達は、令和３年２月 12 日から実施する。

２　この通達の実施の際、この通達による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

実施日（令和３年３月 30 日務第 670 号）

１　この通達は、令和３年４月１日から実施する。

２　この通達の実施の際、この通達による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

実施日（令和４年１月 25 日務第 209 号）

この通達は、令和４年２月１日から実施する。

実施日（令和５年 12 月 22 日会第 1028 号）

１　この通達は、令和６年１月１日から実施する。〔後略〕

２　この通達の実施の際、この通達による改正前の様式による用紙は、令和６年３月 31 日までの間、なお使用することができる。

３　前項の規定にかかわらず、この通達による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間これを使用することができる。

実施日（令和６年５月 30 日情管第 1176 号）

この通達は、令和６年６月１日から実施する。

実施日（令和７年５月 15 日交規第 797 号）

１　この通達は、令和７年５月 15 日から実施する。

２　この通達の実施の際、この通達による改正前の自動車の運行供用制限等に関する事務処理要領及び自動車の保管場所証明等事務処理要領による様式用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

実施日（令和８年５月 12 日交規第 794 号）

この通達は、令和８年５月 12 日から実施する。

様式第１号（第２関係）

保管場所使用権原疎明書面（自認書）

証明申請・届出　に係る保管場所である　**土地・建物**　は、私（当法人）の所有であることに間違いありません。

警察署長　殿

年　　月　　日

〒（　　―　　）

住　所

電　話

氏　名

備考　１　保管場所証明申請の場合は証明申請に、保管場所届出の場合は届出に○を付けてください。

２　**土地・建物**については、どちらか当てはまる方（両方に当てはまる場合は両方）に○を付けてください。

様式第２号（第２関係）

保管場所使用承諾証明書

			警察署長提出用
保管場所の位置		駐車場の名称	駐車位置番号
使用者	〒（　　－　　） 住　所 電話		
	氏　名		
使用期間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで		

上記のとおり自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。

年　　月　　日

〒（　　－　　）
住所

電話

氏名

備考　共有の場合は、必要な共有全員の住所・氏名を記入してください。

様式第3号（第2関係）

保管場所の所在図・配置図

所　在　図　記　載　欄	配　置　図　記　載　欄

シャッターの有無	有　・　無

備考　1　使用の本拠の位置が旧自動車に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、保管場所が旧自動車の保管場所である場合又は使用の本拠の位置が保管場所と同一である場合には、所在図を省略することができます。

2　所在図には、保管場所付近の道路及び目標となる地物を表示するほか、自動車の使用の本拠の位置及び保管場所の位置を明記し、これらの位置を直線で結んだ上で、その間の距離を明記してください。

3　所在図は、本様式に記載せず、保管場所付近の道路及び目標となる地物が確認できる既存の地図の写しを用いても構いません。

4　配置図には、保管場所並びに保管場所の周囲の建物、空地及び道路を表示するほか、保管場所にあってはその平面の寸法、保管場所に接する道路にあってはその幅員を明記してください。

様式第４号（第４関係）
（表面）

年　　月　　日

警察署長　殿

調査者
氏　名　　㊞

自 動 車 保 管 場 所 調 査 報 告 書

みだしの調査を　　年　　月　　日に実施した結果は、次のとおりであるから報告する。

記

申請者の住所・氏名 自動車の保管場所 自動車の車名・型式	保管場所証明申請第　　のとおり

１　調査結果

(1)　保管場所確保の有無　　１　有　　２　無

(2)　調査内容

①　駐車場名		１　有（名称　　）　２　無　　３　自宅
②　総面積		㎡　（縦約　　ｍ　×　横約　　ｍ）
③　収容台数		台
④　当該申請の自動車１台分の大きさ		幅　　ｍ、奥行き　　ｍ、高さ　　ｍ
⑤　駐車場形態 ・個人 ・賃貸 ・集合 ・企業用 ・官公庁 ・中古車 ・その他		項目 １　年契約 ２　月契約 ３　その他
⑥　駐車場構造 ・青空 ・屋根付 ・建物内 ・その他		項目 １　平面 ２　立体 ３　地下 ４　屋上 ５　その他
⑦　収容能力		１　有　　２　無（理由　　） ３　二重駐車
⑧　使用権原		１　自己　　２　他人　　３　共有 ４　権原なし（理由　　）
⑨　出入りの支障		１　有（理由　　）　　２　無
⑩　関係法令の抵触		１　有（　　） 現況　□危険物製造所　□危険物取扱所　□ガソリンスタンド □農地　□道路区分（　　道）□その他（　　） ２　無
⑪　使用の本拠　位置		１　自宅　　２　アパート・マンション　　３　店舗（営業所） ４　事務所　　５　その他（　　）
⑪　使用の本拠　営業実態		１　有　　２　無　　３その他（　　）
⑫　立会人の有無		１　有（立会人氏名　　） □使用者　□使用承諾者　□駐車場管理者　□家族　□その他 ２　無（理由　　）
⑬　駐車場管理番号		１　有（管理番号　　）　　２　無

(3)　保管場所としての適否

ア　保管場所として支障がないものと認められる。

イ　保管場所として不適当と認められる。

２　不適当な場合の理由

平面図（寸法等記載）に説明を加えて、具体的に不適当な理由を裏面に記載すること。

裏面記載　有・無

（裏面）

平面図

（寸法等）

理　由

様式第５号（第４関係）

（表面）

第　　号

自動車保管場所証明書の交付の申請に関する通知書

（住　　所）

（氏　　名）　　殿

　　年　　月　　日付け（受理番号　　号）で交付申請のありました自動車保管場所証明書については、下記の理由により交付しないこととしたので通知します。

　理　由

　　年　　月　　日

警　察　署　長　　印

照　会　先
〒 電話番号

裏面に教示文があります。

（裏面）

教示文

1　審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、埼玉県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2　取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。